

令和元年度第3回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第1号）

令和元年6月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

3番 宮川 一幸 君

4番 福本 悟 君

第2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第3 提案理由説明（報告第6号から報告第8号まで、議案第2号から議案第12号まで）

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中城 峯雄 君 2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君

11番 清水 聖 君 12番 井本 昭光 君

14番 池田 浩二 君

3 欠席議員（1人）

13番 岩田 重成 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長 藤木 正幸 君 副 町 長 野中 眞治 君

教 育 長	本 田 惠 典 君	総 務 課 長	藤 野 浩 之 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	上 村 欣 也 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	福 祉 課 長	西 橋 静 香 君
こ ども 未 来 課 長	田 中 智 徳 君	復 興 課 長	島 田 誠 也 君
健康づくり支援課長	本 田 太 志 君	農 業 振 興 課 長	井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君	建 設 課 長	野 口 壮 一 君
環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君	会 計 管 理 者	上 村 清 美 君
学 校 教 育 課 長	西 本 和 美 君	社 会 教 育 課 長	沖 勝 久 君
監 査 委 員	吉 川 勲 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、令和元年度第3回御船町議会定例会6月会議を再開します。

本定例会は、13番、岩田重成議員より欠席の申し出がっております。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、宮川一幸君、4番、福本悟君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

令和元年度第3回定例会議長、諸般の報告。

休会中における諸般の報告をいたします。議会運営委員会を6月5日に開催し、各種案件、定例会6月会議の進行等について協議を行いました。第3回御船町議会定例会6月会議の議事日程は、6月13日から同月18日までの6日間と決定しました。

なお、今回受理しました陳情3件については机上配布としました。議会全員協議会を6

月10日に開催し、それぞれの議案について協議を行いました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査4月分が5月21日から3日間行われました。検査結果は議席に配布しております報告書のとおりです。

次に、5月28日に全国町村議会議長会主催による正・副議長研修会が東京国際フォーラムにて開催されました。研修では「町村議会議員の議員報酬等のあり方、最終報告」について山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭氏ほか、2名による発表等がありました。翌日の5月29日には、県町村議会議長会による県関係国会議員への要望活動を行いました。

次に、町村議会議長研修会が6月4日、熊本市のホテルテルサで開催され、長野県飯綱町前議会議長の寺島渉氏が「住民自治の根幹としての議会力・議員力の発揮へ」と題して講演されました。引き続き、県町村議会議長会臨時総会が開催され、役員改選が行われました。その結果、会長に上益城郡益城町議会稲田忠則議長、副会長に下益城郡美里町議会吉田美好議長と菊池郡大津町議会桐原則雄議長が決まりました。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

嘱託員関係について報告します。5月16日、役場大会議室において嘱託員交代に伴う新嘱託員の辞令交付式を行いました。本年度新しく嘱託員となられた方は29人で、交付式の後、嘱託員の業務内容について説明を行いました。また、同日に嘱託員会理事会が開かれ、総会の内容について協議があったほか、互選により中熊博明氏が会長に就任されました。

6月5日には、平成31年3月に完成した役場3階の御船町防災対策室において御船町防災会議を開催しました。会議では、「御船町地域防災計画」、「御船町水防計画」について説明を行いました。災害に強いまちづくりのため、今後も関係機関と連携を強化していきたいと思っております。

次に、企画財政課について報告します。

コストコホールセールジャパン株式会社と御船町との立地協定調印式を6月6日に県庁で執り行いました。式にはケン・テリオ代表取締役も出席を賜り、蒲島郁夫熊本県知事を立会人として、町と三者で立地協定を締結いたしました。立地協定は、仮称コストコホ

ールセール熊本倉庫店を御船町大字小坂地区に、令和3年春オープンを目指す内容です。事業計画概要としては、用地面積が約5万6,000平方メートル、延床面積が約1万5,000平方メートルになっています。今回の立地により、九州では福岡県久山町と北九州市に続き3店舗目で、南九州では初めてとなるため、新たな人の流れ、雇用の創出、定住促進など、多様な波及効果が期待されています。

次に、嘱託区再編について報告します。5月18日に荒瀬区の設立総会が開催され、旧上荒瀬区と下荒瀬区の2地区が荒瀬区として再編されました。また、5月16日に開催された嘱託員会理事会で三丁目、四丁目、五丁目と上迎町、下迎町の5区を令和元年度の再編協議嘱託区として推薦されましたので、本会議終了後に町が指定し、協議に取りかかることとしております。

次に、福祉課について報告をいたします。

認知症サポーターとは、認知症サポーター養成講座を受講された方で、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り対応する人のことを言います。御船町では、地域住民や小・中・高等学校の生徒など、様々な方に受講をいただいています。今年も認知症サポーター養成講座の開催を関係機関と連携して進めています。認知症サポーターを一人でも増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

次に、こども未来課について報告します。

平成3年3月20日竣工の町立若葉保育園についてですが、ここ数年老朽化による修繕工事が続き、本年度も建築当時から設置されていたエアコンの取替工事を5月末に発注し、6月下旬には竣工予定です。今回の取替工事により園児にとって安心・安全な保育環境を整えることができ、保育士一同この快適な保育空間で最高の保育を提供しようと頑張っているところです。

次に、復興課について報告します。

災害公営住宅の落成に伴い、6月11日に町営木倉団地、6月12日に町営旭町団地の鍵渡し式を開催しました。式には入居予定者をはじめ、町議会議員、地元関係者、工事関係者に御出席いただき、感謝状の贈呈、テープカット、鍵渡しを行いました。木倉団地は8世帯、旭町団地は10世帯が順次入居を予定されています。

なお、令和元年5月末時点での仮設住宅の入居者の状況は、建設型仮設住宅が182戸で398人、借上げ型仮設住宅が83戸で194人、合計265戸の592人となっています。先月末と比

べ62戸、163人の方が仮設住宅から退居し、恒久的な住まいへの再建がなされました。今後、災害公営住宅の完成及び単独住宅等への入居によりさらに仮設入居者の再建が進んでいくこととなります。

次に、健康づくり支援課について報告します。

5月23日、保健センター研修室において、令和元年度御船町食生活改善推進協議会総会及び研修会を開催しました。平成30年度の活動報告及び決算報告、令和元年度活動報告案、歳入歳出予算案、新年度役員の承認を得ました。研修会においては、御船警察署より振り込め詐欺、悪徳商法についての講話があり、熱心に受講していました。本年は、昨年20時間の育成教育を終了された4人の新推進員が加わり27名となり、改めて協議会の目的である住民の食生活改善思考を高め、栄養及び食生活を改善し、運動を取り入れて、住民の健康及び体力の向上を図り、住民の健康と福祉の増進に寄与することを再確認し、活動を行います。

5月28日には、令和元年度御船町健康づくり地区推進員第1回研修会を行いました。事務局より、御船町で増えつつある生活習慣病の現状を説明し、昨年の住民健診における各地区の受診率を報告することで、住民健診受診率向上を目指すとともに、各地区における今年度の活動計画を作成しました。本年も各種委員会や協議会と連携し、住民の健康維持改善に努めていきます。

次に、農業振興課について報告します。

平成31年4月1日から新しく国の政策として、森林経営管理制度がスタートいたしました。制度内容の周知を目的とした地区説明会を水越の馬立で5月12日、同じく水越の五ヶ瀬で5月18日に実施しました。森林経営管理制度とは、森林管理が行われていない人工林について、町が仲介役となって森林所有者と林業経営者をつなぎ森林整備を進めていくものです。10カ年計画に基づき、今年度は水越、馬立と五ヶ瀬の2カ所を対象に事業を推進していきます。

次に、商工観光課について報告します。

10連休となった今年のゴールデンウィークは、前半こそ天候に恵まれませんでしたでしたが、後半は晴天に恵まれ、吉無田高原緑の村や化石発掘体験などのイベントは町内外から多くの人々で賑わいました。これから夏休みに向け第46回御船があーっぱ祭りやトレイルラン大会、第1回御船ジュラシクトレイルなど、商工会や観光協会、地域づくり団体と連携

してさらなる賑わいの創出に取り組んでいきます。

次に、建設課について報告します。

御船インター周辺の地理的優位性を活かした新たな産業立地手続に向けた都市計画用途地域見直しに伴い、対象面積11ヘクタールへの無秩序な建築等の用途や開発行為を制限する都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画原案説明会を5月8日小坂集落農事集会所で開催しました。地権者や耕作者並びに周辺住民の方々の出席をいただき、地区計画内容や今後の手続について説明を行い、意見をいただきました。

主な意見として、周辺営農地への配慮として、農業機械の大型化に伴い、農耕者や交通渋滞への配慮などの要望を受けました。現在概略設計を進めている中で十分に検討し、交通管理者への協議を重ね、周辺への支障を来さないよう計画を進めていきます。

次に、環境保全課について報告します。

4月29日、緑川の日、緑川流域一斉清掃に合わせて、御船川の清流の維持とが一つは祭りの会場としても利用される河川敷の御船川ボランティア清掃活動を実施し、地域住民、各種関係団体や小中学校生、御船高校生など約1,100名の参加をいただきました。当日は、緑川流域すべての人々が美化運動を行い、活動を通じて連携を図り、自然とのふれあいを楽しみながら、清掃作業に御協力いただき感謝申し上げます。

次に、廃棄物収集において、本年度第1回目となる通常では収集できないごみの特別収集を6月2日に町民グラウンド駐車場で実施しました。持ち込み件数が73件あり、約3トンの収集実績となっています。

次に、学校教育課について報告します。

5月19日に御船中学校の体育祭がありました。また5月25日に御船小学校、滝尾小学校、小坂小学校、5月26日に高木小学校の運動会がありました。子どもたちは力を合わせ、一生懸命頑張りました。なお、七滝中央小学校と木倉小学校の運動会は秋に開催されます。

5月24日には新しく熊本県の教育長に就任された古閑陽一教育長が御船中学校を訪問されました。県の委託を受け、現在御船中学校が「熊本の学び」の研究を行っているため、その様子を視察されました。また、御船中学校の訪問後に学校給食センターに立ち寄り学校給食を試食されました。

次に、社会教育課について報告します。

第69回上益城郡民体育祭が7月13日から14日にかけて甲佐町を主会場として開催され

ます。本年度も21競技に約290名の参加を予定しています。昨年度の総合成績は準優勝でした。本年度は優勝を期待するところです。

また、御船町恐竜博物館交流ギャラリーにおいて、7月13日から9月23日までの72日間、令和元年度恐竜博物館特別展、「肉食恐竜～ミフネリュウ発見から40年～」を開催します。この特別展は、国内初の肉食恐竜化石ミフネリュウの発見から40年を記念するものであり、常設展示とは違った視点から恐竜の魅力を発信し、来館者の増加に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。

令和元年度第3回御船町議会定例会6月会議の開会にあたり、令和元年度の本町の町政施策に関し所信を述べさせていただき、今後の町政運営について議員各位、そして町民の皆さんに御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

また、私は行政の舵取り役である町長として2期目を迎えることとなりました。町民の皆様から信託を受けたその責任の重さを痛感し、今後4年間、しっかりと町政を担う覚悟であります。

御船町はもとより県内各地で甚大な被害をもたらした熊本地震の発生から丸3年を迎えました。この間被災された方々の一日も早い生活再建と町の復旧・復興を目指して参りました。国や県の支援をいただき、そして何よりも町民の皆様や地域力により確実に御船町は元気を取り戻しつつあります。しかし、いまだ地震の影響により生活の再建途中の方々も多くいらっしゃる状況にあります。引き続き町民の皆さんとともに、復旧・復興をさらに加速させていく覚悟であります。

令和の新しい時代の始まりとともに、私の2期目がスタートします。まず、第1に、熊本地震からの復旧・復興です。復旧期の最終年度であり、復興の初年度に入っていきます。そこで、御船町震災復興計画の確実な実施であり、被災者の生活再建と自立、見守り、相談支援といった総合的な生活支援を行うため引き続き地域支え合い事業、その他被災者支援事業を推進していきます。また、復興基金創意工夫分を活用した被災者見守り活動も実施いたします。

併せて、平成30年度から建設が始まった7カ所の災害公営住宅につきましては、被災された方が安心して暮らせる住まいを確保することはもちろんですが、併せて入居後の生活においてスムーズにコミュニケーションが図られ、ひいては地域に住む人全員が支え合う共助のまちづくりができるよう関係課が一体となって支援をして参ります。

また、宅地耐震化推進に関する事業や被災宅地復旧支援事業といった熊本地震後の復旧・復興にかかわる事業も引き続き展開して参ります。

第2に地域力の再生です。今後、地域再生のためにも新たな仕組みを取り入れながら、「地域愛」の醸成と担い手の発掘を行い、地域を担う人材の育成、支援のため地域おこし協力隊等の積極的な活用を図ります。また、震災により見送っていたお伺い行政の取り組みや少子高齢化、特に高齢化の進んだ地域にとって行政との距離が物理的に離れてしまった現状を鑑み、お年寄りに近い行政を目指してまいります。

第3に、防災行政無線の利活用です。近年毎年のように各地で大きな災害が発生しています。そのたびに、いかに自分の身を守り、命を守り、自助、共助、公助を実現することが大事なのか思い知らされました。これから、復旧・復興と同時に災害から命を守る、災害に強いまちをどう作り上げていくかが重要だと強く認識しています。熊本地震から丸3年と申しましたが、決して風化させてはなりません。日頃からの訓練や備えとして、町では実際の災害時対応を想定した消防団や地域住民と連携した総合防災訓練に取り組むことで町民の皆さんが普段から防災を意識した生活をする一助となるよう引き続き取り組んで参ります。

災害時には、いち早く防災情報を伝達する防災行政無線の整備も平成30年度に完了し、今後、様々な行政情報の伝達等を行って参ります。また、消防団詰所では積載車格納庫をはじめとする防災拠点の整備や備蓄倉庫も計画性をもって進めて参ります。

次に、地方創生総合戦略について述べます。

御船インター周辺への企業誘致につきましては、復興のシンボルと位置づけてきた大型商業施設の誘致を実現させるため、全庁挙げて取り組んでいるところです。御船町が明るい未来へつながるためのきっかけづくりとして、今後企業誘致を進めていくことで、未来を創造して参ります。

次に、移住定住の促進につきましては、熊本地震等による空き屋の増加に対し、空き家調査や所有者に対する意向調査を実施し、空き屋バンクを創設しました。今後、移住相談会等で移住・定住希望者に登録物件を紹介し、定住人口の増加につなげて参ります。また、若者の定住促進のため、乳幼児及び学校教育環境の充実、医療機関の充実、道路を含めたライフラインの充実、公共施設の充実、就業機会の確保等を進めていきます。高齢化対策としては、生きがいつくりをはじめ、健康な暮らしのための施策を実施して参ります。

次に、第6期総合計画の策定について述べます。

御船町においては、平成24年3月に第5期総合計画を作成し、「自然いっぱい夢いっぱい活気あふれる交流の町御船」の実現を目指してまちづくりに取り組んできました。しかし、平成28年熊本地震の発災により、生活基盤や産業基盤に大きな被害を受け、予定した施策や事業についても大幅な見直しを迫られました。

そこで、平成29年3月に御船町震災復興計画を策定し、震災からの復旧・復興を最優先課題として取り組んできたところです。現在は道路や水道等のインフラ復旧が進み、復興への過渡期を迎えており、よりよい未来を実現するために、創造的復興を見据えたまちづくりの指針を改めて考えていかなければなりません。

少子高齢化の急速な進行などを背景とした社会経済情勢のめまぐるしい変化に伴い、地方自治体が取り組むべき課題が複雑化しており、御船町においても情勢の変化に対応できる独自の判断と責任による町政運営が求められています。震災からの復旧・復興への対応で町の財政負担が高まる中、限られた財源を有効に活用しながら、町の魅力を最大限に引き出していくために、長期的な視点で将来を見据えたまちづくりに取り組んでいく必要があることから、まちづくりの指針として、第6期御船町総合計画を策定します。将来像としては、「わくわくする御船町」を目指し、町民や行政が御船町を思う気持ちを一つにしてまちづくりに取り組む必要があります。そのため、まちづくりを進めるにあたって、基本的な考え方を基本理念として示し、3つの視点により総合計画に掲げるすべての施策に通じる共通の指針として考えています。

まず第1に、人をつなぐまちづくりです。子どもから高齢者まですべての人が手を携えられるよう地域コミュニティを育むとともに、町民や企業、団体と行政とが一体となった地域の課題解決に取り組む場を設けることで、人をつなぐまちづくりを進めて参ります。

第2に、魅力をつなぐまちづくりです。日々進化する情報通信技術を積極的に活用しながら、町の魅力を町内外に積極的に発信し、3つのインターチェンジをはじめとする交通網の利便性を活かすことで、観光、産業などの魅力をつなぐまちづくりを進めて参ります。

第3に、未来へつなぐまちづくりです。御船町が誇る歴史、文化や豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、震災前よりもさらに発展を遂げた町の姿を目指す創造的復興に取り組むことで、町の将来を見据えた未来へつなぐまちづくりを進めて参ります。

3つの基本理念である「つなぐ」という言葉からは、絆、交流、継承という3つの言葉

が連想されます。絆は人と人との支え合いや助け合いを、交流は町内外とのつながりを通して町の活性化を、そして継承は世代間のつながりや環境、歴史、文化を次世代に引き継ぐこと、さらには震災からの復興をイメージすることができます。このことから「つなぐ」ということばを用いて、3つの基本理念を掲げています。

以上、町政全般の運営に関する基本的な考え方と、今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申し上げましたが、引き続き、議会、また町民の皆さんとともに「わくわくする御船町」の実現を目指し、全力を挙げてまちづくりに取り組んで参ります。どうぞ皆様方、御理解と御協力をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 提案理由説明（報告第6号から報告第8号まで、議案第2号から議案第12号まで）

○議長（池田浩二君） 日程第4、報告第6号、「専決処分の報告について」から、日程第17、議案第12号、「令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について」まで14件を、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提示者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第6号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第2項の規定による町長の専決事項の指定第8号に基づく条例の改正について専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第8-1号、御船町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

御専第8-2号、御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

報告第7号、繰越明許費繰越計算書について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。繰越明許当該会計、一般会計、公共下水道特別会計。

報告第8号、事故繰越し繰越計算書について。地方自治法施行令第150条第3項の規定により別紙計算書のとおり報告する。事故繰越し当該会計、一般会計。

議案第2号、財産の取得について。御船町上高野地区災害公営住宅の買い取りについて、次のとおり財産取得契約を締結する。提案理由。不動産の買い入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 3 号、町道の路線認定について。道路法第 8 条第 1 項の規定により次のとおり町道の路線を認定する。提案理由。町道の路線認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 4 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和元年 8 月 30 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。提案理由。一部事務組合の共同処理する事務を変更し規約を変更しようとするときは、地方自治法自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 5 号、御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。御船町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由。介護保険法施行令において、低所得者の第 1 号保険料軽減強化に関する改正が行われたことに伴い、介護保険条例についても改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 号、御船町単独住宅管理条例の制定について。御船町単独住宅管理条例を別紙のとおり制定する。提案理由。単独住宅の設置に伴い、本条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 7 号、令和元年度御船町一般会計補正予算（第 2 号）。令和元年度御船町一般会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 億 3,183 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106 億 5,851 万 8,000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。債務負担行為の補正。第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。地方債補正。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定による起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債補正」による。

議案第 8 号、令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 139 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 4,582 万 6,000 円とする。2 項、歳入

歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第9号、令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,815万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第10号、令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ457万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,573万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第11号、令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,884万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,595万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。地方債補正。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債補正」による。

議案第12号、令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）。総則。第1条、令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。第2条、予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する金額1億6,758万9,000円は、過年度損益勘定留保資金で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。第3条、企業債の限度額の変更は、「次表 企業債補正」による。

○総務課長（藤野浩之君） それでは、私から内容について少し説明をさせていただきます。

まず、報告第6号です。専決処分の報告についてということで、2件あります。

まず、御専第8-1号、御船町税条例等の一部を改正する条例です。議案書の4ページをお願いいたします。本条例の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴う町税条例の改正となっております。主なものとしまして、個人住民税、固定資産税、軽自動車税等の改正となっております。

続きまして、御専第8-2号、御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案書の21ページをお願いいたします。本条例の改正につきましても、同じく地方税法の一部改正に伴いまして、課税限度額等の改正を行っているのが主な内容です。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 議案書の22ページを御覧ください。報告第7号について御説明申し上げます。本件につきましては、本年3月議会において御審議いただき議決をしました繰越明許費で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本繰越計算書をもって議会に報告するものであります。明許繰越の当該会計は一般会計並びに公共下水道事業特別会計の2会計になります。

23ページを御覧ください。一般会計繰越明許費計算書です。繰越に係ります事業名、金額、翌年度繰越額、そして財源内訳を掲載しております。一般会計におきましては、令和元年度へ21事業を繰り越しし、総額は36億4,297万3,000円になります。主な繰越事業としましては、7款、土木費の災害公営住宅建設事業10億9,227万8,000円、9款の教育費の小学校空調設置事業3億5,808万4,000円、それに10款、災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業6億6,089万1,000円、公共土木施設災害復旧事業5億8,136万6,000円、一番下の宅地耐震化事業5億3,472万4,000円になっております。各繰越事業の財源内訳につきましては、右に事業ごとに掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、24ページを御覧ください。公共下水道事業特別会計に係る繰越明許費計算書になります。令和元年度への繰越額は3,036万円です。繰越事業としましては、浄水センター機械設備更新事業になります。財源としましては、国支出金1,443万円、起債1,440万円、一般財源153万円になります。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

続きまして25ページを御覧ください。報告第8号、事故繰越し繰越計算書について、説明申し上げます。本件につきましては、平成29年度3月議会において御審議いただき議決

を得ました繰越明許費の中で、用地の確保に時間を要したことや特殊施工工法施工用機械の確保に不測の日数を要したなどの理由により、令和元年度へ事故繰越しになりましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により本繰越計算書をもって議会に報告するものであります。

26ページを御覧ください。一般会計事故繰越し繰越計算書です。令和元年度への事故繰越額は18億2,215万3,383円です。事故繰越事業としましては、災害公営住宅整備事業、農業用施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業、宅地耐震化事業になります。財源については、右側に事業ごとに掲載しております。また、事故繰越しとなった理由についても事業ごとに掲載しておりますので、御確認をお願いします。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

○総務課長（藤野浩之君）　続きまして、議案第2号について御説明いたします。議案書27ページをお願いいたします。議案第2号、財産の取得についてです。これは、上高野地区の災害公営住宅の買い取りについて、財産取得の契約を締結するものです。

内容としまして、財産の名称、御船町上高野地区災害公営住宅。買い取り理由、熊本地震により被災し自力での住宅の確保が困難な被災者のため、完成した災害公営住宅を買い取るものです。財産の所在地、御船町大字高木地内。契約金額、3億4,446万7,292円。契約の相手方、熊本県八代市渡町1289番地の1、株式会社ランドウィルとなっています。詳細につきましては、議案等説明資料の39ページに仮契約書または関係図面等をつけておりますので御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第3号について御説明をいたします。これは、町道の路線認定でございます。まず、路線番号、第160号、路線名、牛ヶ瀬で、起点が御船町大字滝川字金堀1899の1番地先、終点が、御船町大字滝川字岩屋堂1817番地先です。この町道路線認定につきましては、一般県道御船甲佐線の改良に伴いまして、旧道となる区間を当該工事完了後、御船町の町道とするため、今回路線認定を行うものです。詳細な説明資料につきましては、議案等説明資料の55ページに位置図、計画平面図等を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、議案第4号です。熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約であります。この内容につきましては、今回加入市町村の住民を対象とした交通災害見舞金の給付に関する事務の共同処理について、今回合志市が脱退されたということで、規約の

一部変更をする必要があるため、今回提案しております。この熊本県市町村事務組合に加入している団体が、すべて今回同文での議決を行うものであります。これも詳細につきましては、議案等説明資料の58ページに新旧対照表等を掲載しております。

続きまして、議案第5号です。御船町介護保険条例の一部を改正する条例です。議案書の32ページになります。そこに条例等も掲載しております。今回の改正につきましては、消費税増税に伴う措置でありまして、非課税世帯に対する保険料割合の変更に伴うものです。詳細につきましては、議案等説明資料59ページに新旧対照表を掲載しております。

続きまして、議案第6号、御船町単独住宅管理条例の制定についてということです。議案書の34ページに条例文を載せております。今回制定した理由としまして、熊本地震による被災者の住まいへの再建を進めるため、また住宅確保に配慮を要する世帯を救済するために制定しております。木造応急仮設住宅を町所有の単独住宅として利活用するために今回条例の制定が必要だったということで提案をしているところです。

以上で、説明を終わります。

**○企画財政課長（坂本幸喜君）** それでは、私から、議案第7号、令和元年度一般会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。補正予算書をお手元にお開きください。当初予算については、統一地方選挙のため骨格予算として編成しておりましたので、今回の6月補正にあたりましては、政策的経費を含む肉付け予算という形になっております。それでは5ページを御覧ください。2件の債務負担行為を計上しております。

まず、商工観光課コピー機リース料として、令和2年度から6年度まで15万6,000円、次に、農業振興課の森林管理システム現地確認用GPSリース料、同じく令和2年度から6年度まで247万円計上しております。

次に、6ページを御覧ください。これは地方債の補正になります。まず一番上です。消防施設整備事業、補正前6,570万円、補正後は9,830万円です。これは、津ヶ峰消防詰所建築に伴う設計・工事費に係る地方債1,460万円と、甘木、秋只の防火水槽2カ所分に係る地方債1,800万円になります。

次に、庁舎エレベーター等設置事業820万円です。これは庁舎に設置するエレベーター等建設に伴う設計に係る地方債になります。

次に、公営住宅除却事業510万円です。これは町営住宅牛ヶ瀬団地5戸、二丁目団地2戸、五丁目団地2戸、桜坂団地3戸、茂生寺団地2戸分の解体に係る地方債の借り入れと

なっております。

次に、緊急自然災害防止対策事業740万円です。これは、森林管理道赤松線道路側溝工事に係る地方債の借入れです。

次に、宅地耐震化事業。補正前、8億5,590万円、補正後、8億8,900万円です。これは、大規模盛土造成滑動崩落防止事業2,480万円と宅地耐震化推進拡充事業の事務費に係る地方債830万円になります。

次に、道路橋梁整備事業、補正前730万円、補正後3億470万円です。これは、北園有水線ほか道路改良工事1,880万円、四宮橋架替工事1,870万円、御船インター周辺道路整備事業2億5,700万円、単県道路改良工事290万円の地方債の借入れになります。本年度の地方債の限度額は15億8,015万3,000円となっております。

7ページに移ります。事項別明細書、歳入になります。主なものを申し上げます。15款、国庫支出金、補正額は3億8,799万円の増額です。主な要因としましては、プレミアム付き商品券事業補助金が2,600万円、社会資本整備総合交付金は5,294万円、地方創生道整備推進交付金が2億8,563万7,000円になります。

次に、19款、繰入金、補正額は2億2,259万円の増額です。主な要因は、財政調整基金繰入金1億4,247万円、ふるさと応援資金繰入金4,836万4,000円になります。次に、一番下です。22款で、町債です。補正額3億8,380万円の増額です。主な要因は、道路橋梁整備事業債2億9,740万円、情報施設整備事業債3,260万円、宅地耐震化事業債3,310万円になります。

8ページを御覧ください。歳出になります。主なものを申し上げます。まず、2款です。総務費、補正額4,841万1,000円の増額です。主な要因は、庁舎との個別施設計画策定支援業務委託料342万9,000円、庁舎エレベーター等設置工事設計委託料912万2,000円、減債基金積立金1,200万円です。

次に、3款です。民生費、補正額5,048万円の増額です。主な要因は災害予防拠点改修工事費938万4,000円、社会福祉協議会運営補助金1,960万円、町シルバー人材センター補助金136万円です。

次に、6款です。商工費、補正額は5,338万2,000円の増額となっております。主な要因は、緑の村特会への繰出金457万6,000円、商工会補助金461万7,000円、それにプレミアム付商品券事業に係る商品券販売及び換金委託料が2,870万1,000円となっております。

次に、7款です。土木費、補正額は7億7,525万9,000円の増額です。主な要因は、中央

道の工事用道路用地測量委託料が2,700万円、御船インター周辺道路改良事業に係る測量設計委託料8,673万7,000円、工事費が4億3,455万5,000円、町道用地購入費5,000万円、四宮橋架替工事費が4,300万円となっております。

次に、8款です。消防費、補正額は4,935万7,000円の増額です。主な要因は、防火水槽新築工事費1,800万円、津ヶ峰消防詰所建築工事費1,323万円です。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第8号です。令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。補正予算書をお手元にお開きください。4ページを御覧ください。事項別明細書、歳入となります。12款、繰越金、補正額は139万1,000円の増額です。平成30年度繰越金を予算化しました。

5ページに移ります。歳出です。1款、総務費、補正額は139万1,000円の増額です。主な要因は、職員の育児休業代替に伴います臨時職員賃金として9カ月分113万8,000円と、システム改修委託料25万3,000円となっております。

以上で、国民健康保険特会の説明を終わります。

続きまして、議案第9号です。令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。これも補正予算書をお手元にお開きください。4ページを御覧ください。事項別明細書、歳入となります。3款、国庫支出金、補正額は25万9,000円の増額です。報酬改定に伴うシステム改修補助金になります。

次に、7款、繰入金、補正額は106万5,000円の増額です。一般会計からの事務費繰入金になります。6ページに移ります。歳出です。1款、総務費、補正額は51万9,000円の増額です。報酬改定に伴うシステム改修委託料になります。

3款、地域支援事業、補正額は80万5,000円の増額となっております。これは、中山間地域創生による田代西部地区包括ケア推進事業に要する経費となっております。

以上で、介護保険事業特会の説明を終わります。

続きまして、議案第10号です。令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。補正予算書の4ページを御覧ください。4款、繰入金、補正額は457万6,000円の増額です。運営事業繰入金6万6,000円と施設整備事業繰入金451万円になります。

5ページに移ります。歳出です。1款、総務費、補正額は457万6,000円の増額となって

おります。主な要因は、キャンプ場整備工事費236万9,000円、テント等の備品購入費200万円になります。

以上で、緑の村運営事業特会の説明を終わります。

続きまして、議案第11号、令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。補正予算書の4ページを御覧ください。地方債の補正になります。補正前8,500万円、補正後の地方債の限度額は1億6,180万円です。小坂地区環境築造工事に係る地方債の7,680万円の借り入れとなっております。

5ページに移ります。事項別明細書、歳入となります。3款、国庫支出金、補正額は9,422万5,000円の増額です。浄水センター設備更新に係ります国庫支出金が300万円、小坂地区環境築造工事及び下水道ストックマネジメント計画策定に係る国庫支出金が9,122万5,000円です。

4款、繰入金、補正額は2,782万4,000円の増額となっております。一般会計からの繰入金になります。

7款、町債です。補正額は7,680万円の増額となっております。浄水センター設備更新や小坂地区環境築造工事に係る地方債の借り入れとなります。

6ページを御覧ください。歳出となります。1款、総務費、補正額は864万円の増額です。主な要因は、浄水センター電動弁設備更新工事600万円です。

次に、2款、施設整備費、補正額は1億9,020万9,000円の増額です。主な要因は、ストックマネジメント計画策定業務委託料4,500万円、小坂地区環境築造工事1億2,660万円になります。

以上で、公共下水道事業特会の説明を終わります。

続きまして、議案第12号、令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。補正予算書をお手元にお開きください。資本的収入及び支出になります。めくってもらって1ページを御覧ください。収入になります。1款、資本的収入、4項、企業債、補正額は1億470万円の増額です。豊秋地区配水管布設替工事及び企業誘致に伴う、小坂地区配水管布設替工事に係る企業債として1億470万円の借り入れとなっております。

2ページに移ります。こちらは歳出になります。1款、資本的支出。1項、建設改良費、補正額は1億5,728万5,000円の増額です。これは、高木地区、小坂地区、四宮橋架替工事

に係ります設計委託料2,255万3,000円及び工事請負費1億3,473万2,000円になります。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日は、これをもって散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時15分 散 会